



茨城県報

第 2 0 9 0 号

平成21年 6 月25日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則（市町村課） 2

茨城県医療法施行細則の一部を改正する規則（厚生総務課） 2

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（福祉指導課） 3

（ 公 安 委 員 会 ）

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 3

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則 4

（ 人 事 委 員 会 ）

職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則 4

告 示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）29

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）29

大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）30

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）31

平成21年度茨城県立産業技術専門学院短期課程（デュアル型コース1年訓練）の普通職業訓練に係る
訓練科，訓練生の定員及び訓練期間（職業能力開発課）32

農地保有合理化事業規程の変更の承認（3件）（農政企画課）33

定款変更の認可（農村計画課）34

道路の供用の開始（道路維持課）34

土地区画整理組合の解散の認可（都市整備課）34

（ 公 安 委 員 会 ）

機械警備業務管理者講習の実施34

（ 選 挙 管 理 委 員 会 ）

政治団体の設立届出35

政治団体の届出事項の異動届出36

政治団体の解散届出37

資金管理団体の指定届出37

公 告

特定鳥獣保護管理計画の変更に係る公聴会の開催（環境政策課）38

管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）38

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)39

平成21年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考 (職業能力開発課)39

地籍調査の成果認証 (農村環境課)40

基幹道路の整備事業の完了 (道路建設課)40

開発行為の工事完了 (4 件) (建築指導課)41

入札公告 (長寿福祉課)41

(教 育 長)

入札公告 (6 件)43

規 程

(企 業 局)

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程.....61

(病 院 事 業 管 理 者)

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程.....61

正 誤

平成20年11月20日付け茨城県報第2031号中.....61

規 則

茨城県規則第66号

茨城市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城市町村振興資金貸付規則 (昭和43年茨城県規則第83号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号アただし書中「地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令」を「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



茨城県規則第67号

茨城県医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県医療法施行細則の一部を改正する規則

茨城県医療法施行細則 (平成17年茨城県規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(書類の経由)

第11条 法, 政令, 省令及びこの規則の規定により知事に提出する病院, 診療所又は助産所の開設の許可等に係る書類は, 茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) の規定により保健所長の権限に属する事項に係るものを

除き、当該病院、診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

2 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する医療法人の設立の認可等に係る書類は、当該医療法人の主たる事務所の所在地を管轄する保健所長を経由することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第68号

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

茨城県災害救助法施行細則（昭和36年茨城県規則第83号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 2 号イ中「2,366,000円」を「2,404,000円」に改め、同表第 3 項第 3 号アの表中「17,300」を「17,500」に、「22,300」を「22,600」に、「32,800」を「33,300」に、「39,300」を「39,900」に、「49,800」を「50,500」に、「7,300」を「7,400」に、「28,600」を「29,000」に、「37,000」を「37,500」に、「51,600」を「52,300」に、「60,500」を「61,300」に、「75,900」を「77,000」に、「10,400」を「10,500」に改め、同号イの表中「5,600」を「5,700」に、「7,600」を「7,700」に、「11,400」を「11,600」に、「13,800」を「14,000」に、「17,500」を「17,700」に、「9,100」を「9,200」に、「12,000」を「12,200」に、「16,900」を「17,100」に、「20,000」を「20,300」に、「25,400」を「25,800」に改め、同表第 6 項第 1 号中「住家が半壊又は半焼し、」を「住家が半壊し若しくは半焼し」に改め、「者」の次に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同項第 2 号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

別表第 2 第 1 項第 1 号ア中「23,100円」を「22,700円」に改め、同号イ中「17,500円」を「17,100円」に改め、同号ウ中「17,100円」を「16,900円」に改め、同号エ中「17,200円」を「17,100円」に改め、同号オ中「17,700円」を「17,600円」に改め、同号カ中「18,100円」を「17,800円」に改め、同号キ中「17,500円」を「17,900円」に改め、同号ク中「17,000円」を「16,800円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第12号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県公安委員会委員長 川 又 論

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 号ア(イ)中「未満の者」の次に「1人」を加え、同号ア(ウ)を同号ア(オ)とし、同号ア(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 16歳以上の運転者が、幼児 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(エ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者 1 人を背負い、ひも等で確実に緊縛し、かつ、幼児 1 人を幼児 2 人同乗用

自転車の幼児用座席に乗車させている場合

附 則

この規則は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

茨城県公安委員会規則第13号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県公安委員会委員長 川 又 諭

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 号を加える。

(15) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人 事 委 員 会)

職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成21年 6 月25日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 9 号

職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する規則（昭和38年茨城県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「第 6 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 号中「第11条の 2」を「第12条」に改める。

第 6 条の 9 第 1 項第 3 号工中「第11条第 4 項及び第 5 項、第12条第 3 項並びに第17条」を「第23条」に改める。

第8条中「第11条の2」を「第12条」に改める。

第 8 条の 2 を削る。

第19条から第23条までを次のように改める。

(退職手当支給制限処分書の様式)

第19条 条例第16条第 1 項の規定による処分に係る同条第 2 項の書面の様式及び条例第18条第 1 項（同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第16条第 2 項の書面の様式は、様式第15号のとおりとする。

2 条例第18条第 1 項（同項第 3 号に該当する場合に限る。）又は第 2 項の規定による処分に係る同条第 5 項において準用する条例第16条第 2 項の書面の様式は、様式第16号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

第20条 条例第17条第 1 項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第16条第 2 項の書面の様式は、様式第17号のとおりとする。

2 条例第17条第 2 項（同項第 1 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第16条第 2 項の書面の様式は、様式第18号のとおりとする。

3 条例第17条第 2 項（同項第 2 号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用す

る条例第16条第2項の書面の様式は、様式第19号のとおりとする。

- 4 条例第17条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第16条第2項の書面の様式は、様式第20号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第21条 条例第19条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第16条第2項の書面の様式は、様式第21号のとおりとする。

- 2 条例第19条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項又は条例第20条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第16条第2項の書面の様式は、様式第22号のとおりとする。

(条例第21条第1項に規定する懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知書の様式)

第22条 条例第21条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第23号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第23条 条例第21条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第16条第2項の書面の様式は、様式第24号のとおりとする。

- 2 条例第21条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第16条第2項の書面の様式は、様式第25号のとおりとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(委任)

第24条 条例第22条第1項の規定による調査審議に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

様式第1号中「第15条の」を「第2条の2に」に改める。

様式第4号中「退職当時支給された退職手当額」を「退職当時支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式(別紙)中

3 任命権者からの働きかけによるもの

- (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
- (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
- (3) 勸奨退職

を

3 任命権者からの働きかけによるもの

- (1) 懲戒免職処分
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
- (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
- (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
- (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
- (6) 勸奨退職

に

改める。

様式第11号の2中「退職当時支給された退職手当額」を「退職当時支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式（別紙）中

- 3 任命権者からの働きかけによるもの
 - (1) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職 を
 - (2) 地方公務員法第28条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分
 - (3) 勸奨退職

- 3 任命権者からの働きかけによるもの
 - (1) 懲戒免職処分
 - (2) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職
 - (3) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職 に
 - (4) 地方公務員法第28条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分
 - (5) 地方公務員法第28条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
 - (6) 勸奨退職

改める。

様式第11号の3中「退職当時支給された退職手当額」を「退職当時支払われた一般の退職手当等の額」に改め、同様式（別紙）中

- 3 任命権者からの働きかけによるもの
 - (1) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職 を
 - (2) 地方公務員法第28条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分
 - (3) 勸奨退職

- 3 任命権者からの働きかけによるもの
 - (1) 懲戒免職処分
 - (2) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職
 - (3) 地方公務員法第28条第 4 項の規定による失職（同法第16条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職 に
 - (4) 地方公務員法第28条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分
 - (5) 地方公務員法第28条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
 - (6) 勸奨退職

改める。

様式第15号から第19号までを次のように改める。

様式第15号 (第19条第 1 項関係) (表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第16条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこと
第18条第 1 項

とする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は となります。) として、提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

様式第16号 (第19条第 2 項関係) (表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

職員の退職手当に関する条例 第18条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこと
第18条第 2 項

とする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は となります。) として、提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金

円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

円

様式第17号 (第20条第 1 項関係) (表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は (2) となります。) として、提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

様式第17号 (裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

様式第18号 (第20条第 2 項関係) (表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は (2) となります。) として、提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

様式第18号 (裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生じると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分の取消し)	
この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。	
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合	
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合	
3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合	
4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第19号 (第20条第 3 項関係) (表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は (2) となります。) として、提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)		年	月

様式第19号 (裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第19号の次に次の 6 様式を加える。

様式第20号 (第20条第 4 項関係) (表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分に不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分後の事情の変化を理由に (1) に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は (2) となります。) として、提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)

年 月 日

(勤続期間)

年 月

(退職年月日)

年 月 日

様式第20号 (裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <p>1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>	

- 備考 1 (1)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項に規定する勤続期間をいう。

様式第21号 (第21条第 1 項関係) (表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第19条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告(訴訟において茨城県を代表する者は となります。)として、提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる(なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第19条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

様式第21号 (裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し
勘案した内容についての説明)

備考 印には、取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。

様式第22号 (第21条第 2 項関係) (表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第19条第 1 項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の
第20条第 1 項

金額の返納を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告（訴訟において茨城県を代表する者は となります。）として、提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例 第19条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額)
第20条第 1 項

円

様式第22号 (裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し
勘案した内容についての説明)

- 備考 1 印には、取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第23号 (第22条関係) (表面)

職員退職手当に関する条例第21条第1項に規定する
懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)

印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到着した日の翌日から起算して6月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

様式第23号 (裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

様式第24号 (第23条第 1 項関係) (表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

第21条第 1 項

職員の退職手当に関する条例 第21条第 2 項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職
第21条第 3 項

手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分に不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告 (訴訟において茨城県を代表する者は となります。) として、提起することができる (なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができる (なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第21条第 1 項 (職員の退職手当に関する条例 第21条第 2 項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第21条第 3 項	円

様式第24号 (裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(職員の退職手当に関する条例第16条第 1 項及び第21条第 6 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 印には、取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第25号 (第23条第 2 項関係) (表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例 第21条第 4 項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等
第21条第 5 項

職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に対して不服申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告（訴訟において茨城県を代表する者は となります。）として、提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合にあつては、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例 第21条第 4 項 の規定により控除される失業者退職手当額)
第21条第 5 項

円

様式第25号 (裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第16条第 1 項及び第21条第 6 項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 印には、取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第45条の 6 第 3 項及び第54条第 2 号イ中「第11条の 2」を「第12条」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(茨城県人事委員会事務局組織規則の一部改正)

2 茨城県人事委員会事務局組織規則 (昭和53年茨城県人事委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(1) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。

告 示

茨城県告示第899号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成21年 6月25日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0810300327	株式会社テイク 1	土浦市小松 2 - 13 - 29	株式会社テイク 1	土浦市小松 2 - 13 - 29	平成21年 7月 1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第900号

次の医療機関等について、障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定をしたので告示する。

平成21年 6月25日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	種別	主として担当する医師、薬剤師の氏名	指 定年月日
医療法人社団順篤会水戸うちらは内科クリニック	水戸市中原町字西135 イオン水戸内原ショッピングセンター 1F	病院・診療所	松 永 肇	平成21年 5月 1日
ワタキュー薬局日立店	日立市助川町 2 - 14 - 5	薬局 (調剤)	大 和 正 幸	平成21年 6月 1日
S F C 薬局桜の郷店	東茨城郡茨城町近藤230 - 2	薬局 (調剤)	川 崎 拓 己	平成21年 6月 1日
みずき薬局	那珂市飯田2822 - 6	薬局 (調剤)	小 山 朋 久	平成21年 6月 1日
グリーン薬局	日立市鮎川町 1 - 2 - 21	薬局 (調剤)	晒 名 健 之	平成21年 6月 1日

名称	所在地	種別	主として担当する 医師、薬剤師の氏 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション グ リーンハウスみと	水戸市塩崎町3503	指定訪問看護事 業者等	-	平成21年 6 月 1 日

茨城県告示第901号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 宇津木 雅 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー水戸笠原店

水戸市笠原町477番 2 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ワンダーグー水戸笠原店

(変更後) ワンダーグー水戸笠原店

(3) 変更の年月日

平成20年 7 月26日

(4) 変更する理由

店舗名称が確定したため。

3 届出年月日

平成21年 6 月15日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第902号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 宇津木 雅 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー北茨城店

北茨城市中郷町上桜井2269

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ワンダーゲー北茨城店

(変更後) ワンダーゲー北茨城店

(3) 変更の年月日

平成20年 3 月20日

(4) 変更する理由

店舗名称が確定したため。

3 届出年月日

平成21年 6 月15日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第903号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキひたち野うしく本店

牛久市ひたち野西四丁目 1 - 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成21年 6 月11日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ケーズデンキ牛久ひたち野中央店

(変更後) ケーズデンキひたち野うしく本店

(イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 牛久市ひたち野西98 - 1

(変更後) 牛久市ひたち野西四丁目 1 - 2

(3) 届出年月日

平成21年 6 月 2 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第904号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア守谷ひがし野店

守谷市ひがし野 2 丁目 2 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成21年 6 月 4 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ウエルシア守谷ひがし野店

(変更後) ウエルシア守谷ひがし野店

(3) 届出年月日

平成21年 5 月27日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第905号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第 2 条第 2 項の規定により、平成21年度の茨城県立

産業技術専門学院短期課程（デュアル型コース 1 年訓練）の普通職業訓練に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

学院名	訓練の種類	普通職業訓練			
	訓練課程	短期課程			
	コース	デュアル型コース			
	区分	訓練科名	定員 (人)	訓練期間	訓練開始月
茨城県立土浦産業技術専門学院	機械科	10	1 年	10月	

茨城県告示第906号

北つくば農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更については，農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき，平成21年 6 月15日に次のとおり承認したので公告する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業

2 農地保有合理化事業の実施区域

筑西市，桜川市，結城市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域）の区域とする。

茨城県告示第907号

茨城みなみ農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更については，農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき，平成21年 6 月16日に次のとおり承認したので公告する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業

2 農地保有合理化事業の実施区域

つくばみらい市，守谷市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域）の区域とする。

茨城県告示第908号

岩井農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更については，農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき，平成21年 6 月16日に次のとおり承認したので公告する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業
- (2) 農地売渡信託等事業

2 農地保有合理化事業の実施区域

坂東市（旧猿島町地区を除く）における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

茨城県告示第909号

桜川土地改良区理事長飯田稔から平成21年4月30日付け桜土改発第6号で申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年6月17日認可した。

平成21年6月25日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年6月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月25日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字小池字追越2119番4地先から
稲敷郡阿見町大字小池字岡見道209番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年7月6日

茨城県告示第911号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、藤代町浜田・上萱場土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成21年6月25日

茨城県知事 橋 本 昌

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第53号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成21年6月25日

茨城県公安委員会委員長 川 又 諭

- 1 講習期間
平成21年9月15日（火）から9月18日（金）までの4日間
- 2 講習場所
茨城県水戸市水府町864番地の4 茨城県職業人材育成センター
- 3 受講定員
30名

4 受講申込手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029 - 301 - 0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込み、講習受付専用電話以外での受付は行わず、1通話につき1人の受付とする。

イ 申込期間

平成21年7月16日（木）から7月17日（金）までの間の午前9時から午後5時

ただし、定員になり次第締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 申込書提出期間

平成21年8月3日（月）から8月7日（金）までの間の午前9時から午後5時

なお、代理人、郵送等による提出は認めない。

イ 申込書提出場所

茨城県内の各警察署生活安全課（係）

ウ 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの）1通

5 受講手数料及び納付方法

受講申込書提出の際、機械警備業務管理者講習手数料（38,000円）を、茨城県収入証紙により納入すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

6 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

7 講習の委託

本講習は、社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

(2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（029 - 301 - 0110内線3033）へ問い合わせること。

~~~~~  
(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年6月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成21年5月1日から31日まで）

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 政治資金規正法第19条第1項第1号該当 | 政治資金規正法第19条第1項第2号該当 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日     |
|--------------|--------|----------|----------------------|---------------------|---------------------|-----------|-------|-----------|
| 泰友会          | 村上 泰道  | 村上 恵子    | 石岡市旭台 3 - 16 - 23    |                     |                     |           |       | H21. 5. 1 |
| 森川勝行後援会      | 森川 勝行  | 前嶋 好光    | 那珂市菅谷 1568 - 1       |                     |                     |           |       | H21. 5. 8 |
| 日本正心会        | 桐原 恭史  | 鈴木 志信    | 水戸市石川 3 - 4121 - 3   |                     |                     |           |       | H21. 5.22 |
| 「行方づくり」を考える会 | 伊藤 徹也  | 伊藤よし江    | 行方市山田2079番地          |                     |                     |           |       | H21. 5.22 |
| 中島イチロー後援会    | 増淵 信行  | 臼井 浩     | 桜川市大国玉 370 - 1       |                     |                     |           |       | H21. 5.25 |
| 八木ようこ後援会     | 中尾奈美子  | 松本美沙子    | 高萩市秋山 3037           |                     |                     |           |       | H21. 5.25 |
| “五霞町を良くする会”  | 伊藤 正子  | 倉内 一男    | 猿島郡五霞町原宿台 3 - 14 - 5 |                     |                     |           |       | H21. 5.27 |
| 佐藤しんいちとはばたく会 | 遅野井洋治  | 高野 明美    | 東茨城郡茨城町小鶴876 - 1     |                     |                     |           |       | H21. 5.29 |

## 茨城県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 6 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況（平成21年 5 月 1 日から31日まで）

|   | 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する議員関係政治団体 | 政治資金規正法第19条第1項第2号に該当する議員関係政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日     |
|---|------------------|--------|----------|------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 新 | 茨城県税理士政治連盟       |        | 國井 祐二    |            |                                |                                |           |       | H21. 5.12 |
| 旧 |                  |        | 飛田 京子    |            |                                |                                |           |       |           |
| 新 | 自由民主党茨城県医療会支部    | 平間 敬文  |          |            |                                |                                |           |       | H21. 5.18 |
| 旧 |                  |        | 原中 勝征    |            |                                |                                |           |       |           |
| 新 | つばい章次後援会         | 橋本 勤   | 藤崎 賢治    |            |                                |                                |           |       | H21. 5.20 |
| 旧 |                  |        | 黒澤 保司    |            |                                |                                |           |       |           |
| 新 | 茨城県鍼灸マッサージ師会政治連盟 | 仲澤 進   | 斉藤 光夫    |            |                                |                                |           |       | H21. 5.21 |
| 旧 |                  |        | 赤坂 昇一    |            |                                |                                |           |       |           |

|   | 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する議員政治団体 | 政治資金規正法第19条第2号に該当する議員政治団体 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日     |
|---|-----------|--------|----------|------------|------------------------------|---------------------------|-----------|-------|-----------|
| 新 | おばた政人後援会  | 島田 卓光  |          |            |                              |                           |           |       | H21. 5.22 |
| 旧 |           | 小幡 政人  |          |            |                              |                           |           |       |           |
| 新 | 日本正心会     | 桐原 恭史  |          |            |                              |                           |           |       | H21. 5.22 |
| 旧 |           | 永山 朋広  |          |            |                              |                           |           |       |           |
| 新 | 自由民主党牛久支部 |        | 小松崎 伸    |            |                              |                           |           |       | H21. 5.29 |
| 旧 |           |        | 根本 洋治    |            |                              |                           |           |       |           |

茨城県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあつたので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 6 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況（平成21年 5 月 1 日から31日まで）

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日     |
|--------------|--------|----------|--------------------|-----------|
| 日本正心会        | 桐原 恭史  | 鈴木 志信    | 水戸市石川町3 - 4121 - 3 | H21. 5.22 |
| 八木陽子後援会      | 中尾 奈美子 | 松本 美沙子   | 高萩市秋山3069 - 2      | H21. 5.25 |
| 政治結社雄志会      | 福島 一則  | 関根 孝義    | 古河市大字諸川1636 - 5    | H21. 5.27 |
| 佐藤しんいちとはばたく会 | 遅野井 洋治 | 高野 明美    | 東茨城郡茨城町小鶴876 - 1   | H21. 5.29 |

茨城県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようであつたので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 6 月25日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況（平成21年 5 月 1 日から31日まで）

| 届出者氏名<br>(代表者氏名) | 公職の種類              | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日     |
|------------------|--------------------|-----------|---------------|-----------|
| 森川 勝行            | 茨城県知事（候補者となろうとする者） | 森川勝行後援会   | 那珂市菅谷1568 - 1 | H21. 5. 8 |

# 公 告

特定鳥獣保護管理計画の変更に係る公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定により、次のとおり特定鳥獣保護管理計画の変更に係る公聴会を開催する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

| 日 時                                    | 場 所                                           | 案 件                              |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|
| 平成21年 7 月24日 (金)<br>午前10時30分から<br>正午まで | 水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号<br>茨城県三の丸庁舎 3 階<br>共用会議室 A | 特定鳥獣保護管理計画（茨城県イノシシ保護管理計画）の変更について |

管理理容師資格認定講習会の指定

管理理容師資格認定講習会について、次のとおり理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により指定する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都江東区有明 3 - 1 - 25 有明フロンティアビルB棟 9 F  
財団法人 理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

埼玉県さいたま市大宮区宮町 2 - 96 - 1 三井生命大宮宮町ビル 4 F  
財団法人 理容師美容師試験研修センター 北関東ブロック事務所  
電話 048 (642) 2431

3 講習期間及び日程

平成21年11月17日から平成21年12月 8 日までの間における次の 3 日間

| 講 習 日 | 午 前          | 午 後       |
|-------|--------------|-----------|
| 第 1 日 | 平成21年11月17日  | 公 衆 衛 生 学 |
| 第 2 日 | 平成21年11月24日  | 衛 生 管 理   |
| 第 3 日 | 平成21年12月 8 日 | 衛 生 管 理   |

4 講習会場の名称及び所在地

茨城県 J A 会館  
茨城県水戸市梅香 1 1 4

5 講習予定人員

20名

6 講習料

1 人 18,000円

管理美容師資格認定講習会の指定

管理美容師資格認定講習会について、次のとおり美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により指定する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都江東区有明 3 - 1 - 25 有明フロンティアビルB棟9F

財団法人 理容師美容師試験研修センター

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

埼玉県さいたま市大宮区宮町 2 - 96 - 1 三井生命大宮宮町ビル4F

財団法人 理容師美容師試験研修センター 北関東ブロック事務所

電話 048 (642) 2431

3 講習期間及び日程

平成21年11月17日から平成21年12月8日までの間における次の3日間

| 講 習 日 |             | 午 前       | 午 後         |
|-------|-------------|-----------|-------------|
| 第 1 日 | 平成21年11月17日 | 公 衆 衛 生 学 | 公衆衛生学及び衛生管理 |
| 第 2 日 | 平成21年11月24日 | 衛 生 管 理   | 衛 生 管 理     |
| 第 3 日 | 平成21年12月8日  | 衛 生 管 理   | 衛 生 管 理     |

4 講習会場の名称及び所在地

茨城県 J A 会館

茨城県水戸市梅香 1 1 4

5 講習予定人員

100名

6 講習料

1 人 18,000円

平成21年度茨城県県立職業能力開発校訓練生の入学選考

茨城県県立職業能力開発校訓練生（短期課程デュアル型コース）の入学者選考試験について、次のとおり実施する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科，訓練生の定員及び訓練期間

| 学院名            | 訓練課程 | 短期課程     |        |      |       |
|----------------|------|----------|--------|------|-------|
|                | コース  | デュアル型コース |        |      |       |
|                | 区分   | 訓練科名     | 定員 (人) | 訓練期間 | 訓練開始月 |
| 茨城県立土浦産業技術専門学院 |      | 機械科      | 10     | 1 年  | 10月   |

2 受付の場所

居住地管轄の職業安定所

3 選考の場所

## 茨城県立土浦産業技術専門学校

## 4 選考の方法

| 学院名・訓練科名                   | 項 目                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                               |                   |          |          |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------|----------|
| 茨城県立土浦産業<br>技術専門学校・<br>機械科 | 応募資格                          | 次の条件のいずれにも該当する者<br>1 学校教育法による中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者、若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、概ね40歳未満の者<br>2 当該訓練の参加に必要な知識及び技能を有すると認められる者<br>3 当該訓練の修了後に常用雇用への就職を希望している者<br>4 現在無業であるか、パート、アルバイト等の不安定な就労を繰り返している状態にある者<br>5 当該訓練の受講に際して必要な教材費その他の経費を負担できる者 |                   |          |          |
|                            | 選考日程                          | 日程区分                                                                                                                                                                                                                                              | 受付期間              | 選考日      | 合格発表     |
|                            |                               | 第1回                                                                                                                                                                                                                                               | 7月15日(水)～7月29日(水) | 7月31日(金) | 8月7日(金)  |
|                            |                               | 第2回                                                                                                                                                                                                                                               | 8月10日(月)～8月26日(水) | 8月28日(金) | 8月31日(月) |
|                            |                               | 第3回                                                                                                                                                                                                                                               | 9月1日(火)～9月9日(水)   | 9月11日(金) | 9月14日(月) |
| 選考内容                       | ・筆記試験(国語及び数学)<br>・面接          |                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |          |          |
| 備考                         | ・第2回以降の選考は合格者数が定員に満たない場合のみ行う。 |                                                                                                                                                                                                                                                   |                   |          |          |

~~~~~  
地籍調査の成果認証

神栖市、取手市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	神栖市、取手市
成果の名称	地籍図及び地籍簿
調査を行った地域及び期間	神栖市太田の一部 平成19年6月15日から 平成20年2月29日まで 取手市井野台二丁目、井野の各一部 平成19年7月6日から 平成19年11月2日まで
認証年月日	平成21年6月15日

~~~~~  
基幹道路の整備事業の完了

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により基幹道路の整備事業を次のとおり完了した。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌



| 路線名                | 工事区間                                | 工事の種類 | 工事完了の日       |
|--------------------|-------------------------------------|-------|--------------|
| 常陸太田市道<br>7 - 01号線 | 常陸太田市里川町字中沢772番 4 から<br>" 773番 3 まで | 道路改良  | 平成21年 6 月19日 |

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎字横道1959番75, 同番78

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1959番地24

石 川 正 美

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市白羽四丁目 3 番 1

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区高井戸東二丁目 4 番 5 号

ミサワホーム東京 株式会社

代表取締役 西 村 尚 士

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市立沢字東萩久保2117番 5 , 同番 6

2 事業主の住所及び氏名

守谷市御所ヶ丘二丁目 3 番地 3 (メゾン K S 102)

濱 松 誠

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字川尻字東ノ前109番 1

2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城7038番地 7 (コンフォーレミヤ102)

古 澤 悟

~~~~~

入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成21年 6 月25日

茨城県知事 橋 本 昌

1 入札物件

土地の所在及び地番	種別	地目	地積
東茨城郡茨城町桜の郷1000番 1	土地	雑種地	7,000㎡

用途地域は、第二種住居地域（建ぺい率60パーセント、容積率200パーセント）である。

2 予定価格（最低売却価格）

268,100,000円

3 土地の用途

介護老人保健施設及び診療所施設の敷地の用途に供すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を備えていること。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による許可を受け平成23年3月31日までに介護老人保健施設を開設する見込みがある者であること。

イ アの介護老人保健施設の開設時又は開設後の相当期間内に次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受け診療所（歯科医業のみを行う診療所を除く。(ウ)において同じ。)を開設する見込みがある者

(イ) 医療法第8条の規定による届出を行う見込みがある臨床研修等修了医師である者

(ウ) 診療所を開設しようとする者に賃貸することを目的として診療所施設の建設及び運営に係る事業を営む者又はその予定者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 県税の滞納がないこと。

カ 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。

(2) 連名（連合体）で参加する場合は、(1)のア及びイの要件については構成員のいずれかの者が、ウからカまでの要件についてはすべての構成員が当該要件を備えていること。

5 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県保健福祉部長寿福祉課 桜の郷整備推進室

電話 029 - 301 - 3317

(2) 入札説明書の交付期間

平成21年6月25日（木）から平成21年7月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 入札参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

入札に参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

ア 受付期間 平成21年7月23日（木）及び7月24日（金）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

イ 提出場所及び方法 (1)の場所に持参すること。

6 入札の日時及び開札の場所並びに入札書の提出方法

日 時	場 所
平成21年 7 月27日 (月) 午前11時	水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟 1 階 入札室 3

入札書は、持参すること。

7 その他

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の 5 以上の金額 (1 円未満切上げ) を、入札保証金として納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

(2) 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は、県に帰属するものとする。

(3) 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号) 第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

入札の回数は、1 回とし、予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売払い代金を県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

(6) 詳細は、入札説明書による。

~~~~~  
( 教 育 長 )

## 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日 マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 6 月25日

茨城県教育委員会教育長 鈴 木 欣 一

## 1 調達内容

### (1) 借入物件及び数量

茨城県立高萩高等学校外 6 校教育用コンピュータ 一式

### (2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有すること。

### (3) 借入期間

平成21年 9 月 1 日から平成26年 7 月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

## (4) 借入場所

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| ア 茨城県高萩市高萩1111       | 茨城県立高萩高等学校  |
| イ 茨城県ひたちなか市足崎1458    | 茨城県立勝田高等学校  |
| ウ 茨城県ひたちなか市稲田636 - 1 | 茨城県立佐和高等学校  |
| エ 茨城県笠間市大田町352 - 15  | 茨城県立友部高等学校  |
| オ 茨城県那珂郡東海村村松771 - 1 | 茨城県立東海高等学校  |
| カ 茨城県東茨城郡茨城町小幡2524   | 茨城県立茨城東高等学校 |
| キ 茨城県那珂市後台1710 - 1   | 茨城県立那珂高等学校  |

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課 施設担当

電話 029 - 301 - 5173

- (2) 入札説明書の交付期間

平成21年6月25日から平成21年7月10日まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札書の受領期限

平成21年8月6日 午前9時

（郵送による入札の場合は、平成21年8月5日 午後5時）

## (4) 開札の日時及び場所

平成21年 8 月 6 日 午前 9 時

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

入札室 1 (茨城県庁舎 1 階)

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札を希望する者は、入札参加資格確認申請書に 3 の(4)及び(5)を証明する書類を添付して 4 の(1)に示す場所に平成21年 7 月17日までに提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

## (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

入札時点において 3 に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (7) その他

詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Takahagi High School and 6 schools Computer System 1 set

## (2) Term of rent:

From 1 September 2009 to 31 July 2014

## (3) Place of Delivery:

ア Ibaraki Prefectural Takahagi High School 1111, Takahagi, Takahagi-shi, Ibaraki-ken, Japan

イ Ibaraki Prefectural Katsuta High School 1458, Tarazaki, Hitachinaka-shi, Ibaraki-ken, Japan

ウ Ibaraki Prefectural Sawa High School 636-1, Inada, Hitachinaka-shi, Ibaraki-ken, Japan

エ Ibaraki Prefectural Tomobe High School 352-15, Otamachi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, Japan

オ Ibaraki Prefectural Tokai High School 771-1, Muramatsu, Tokai-mura Naka-gun, Ibaraki-ken, Japan

カ Ibaraki Prefectural Ibarakihigashi High School 2524, Obata, Ibaraki-machi, Higashiibaraki-gun, Ibaraki-ken, Japan

キ Ibaraki Prefectural Naka High School 1710-1, Godai, Naka-shi, Ibaraki-ken, Japan

## (4) Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

From 25 June 2009 to 10 July 2009: from 9:00 to 17:00 (exception of Saturdays and Sundays)

The office will be closed from 12:00 to 13:00

## (5) Time-limit for the submission of tenders: 9:00 6 August 2009 in case of by hand: 17:00 5 August 2009 in case of by mail

## (6) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555

Tel. 029-301-5173

## 入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 6 月25日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

## 1 調達内容

## (1) 借入物件及び数量

茨城県立土浦第二高等学校外3校教育用コンピュータ 一式

## (2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書(仕様書)で指定する特質等を有すること。

## (3) 借入期間

平成21年9月1日から平成26年7月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

## (4) 借入場所

ア 茨城県土浦市立田町9-6 茨城県立土浦第二高等学校

- イ 茨城県土浦市菅谷町1525 - 1 茨城県立土浦湖北高等学校  
ウ 茨城県石岡市府中 5 - 14 - 14 茨城県立石岡第二高等学校  
エ 茨城県龍ヶ崎市平畑248 茨城県立龍ヶ崎第一高等学校

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課 施設担当

電話 029 - 301 - 5173

- (2) 入札説明書の交付期間

平成21年6月25日から平成21年7月10日まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札書の受領期限

平成21年8月6日 午前9時30分

（郵送による入札の場合は、平成21年8月5日 午後5時）

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年8月6日 午前9時30分

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

入札室 1（茨城県庁舎 1階）



## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札を希望する者は、入札参加資格確認申請書に3の(4)及び(5)を証明する書類を添付して4の(1)に示す場所に平成21年7月17日までに提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

入札時点において3に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。

### (5) 契約書作成の要否

要

### (6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) その他

詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Tsuchiuradaini High School and 3 schools Computer System 1 set

### (2) Term of rent:

From 1 September 2009 to 31 July 2014

### (3) Place of Delivery:



- ア Ibaraki Prefectural Tsuchiuradaini High School 9-6, Tatsutamachi, Tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan
- イ Ibaraki Prefectural Tsuchiurakohoku High School 1525-1, Sugenoyamachi, Tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan
- ウ Ibaraki Prefectural Ishiokadaini High School 5-14-14, Fucyu, Ishioka-shi, Ibaraki-ken, Japan
- エ Ibaraki Prefectural Ryugasakidaiichi High School 248, Hirahata, Ryugasaki-shi, Ibaraki-ken, Japan

- (4) Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification:  
From 25 June 2009 to 10 July 2009: from 9:00 to 17:00 (exception of Saturdays and Sundays)  
The office will be closed from 12:00 to 13:00
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 9:30 6 August 2009 in case of by hand: 17:00 5 August 2009 in case of by mail
- (6) Contact point for the notice:  
Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education  
978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555  
Tel. 029-301-5173

~~~~~

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 6 月25日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

1 調達内容

(1) 借入物件及び数量

茨城県立下館第一高等学校外 2 校教育用コンピュータ 一式

(2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成21年 9 月 1 日から平成26年 7 月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 借入場所

- ア 茨城県筑西市下中山590 茨城県立下館第一高等学校
- イ 茨城県筑西市岡芹1119 茨城県立下館第二高等学校
- ウ 茨城県筑西市倉持1176 - 1 茨城県立明野高等学校

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課 施設担当

電話 029 - 301 - 5173

- (2) 入札説明書の交付期間

平成21年6月25日から平成21年7月10日まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札書の受領期限

平成21年8月6日 午前10時

（郵送による入札の場合は、平成21年8月5日 午後5時）

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年8月6日 午前10時

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

入札室1（茨城県庁舎1階）

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札を希望する者は、入札参加資格確認申請書に3の(4)及び(5)を証明する書類を添付して4の(1)に示す場所に平成21年7月17日までに提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求めら

れたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

入札時点において3に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Shimodatedaiichi High School and 2 schools Computer System 1 set

(2) Term of rent:

From 1 September 2009 to 31 July 2014

(3) Place of Delivery:

ア Ibaraki Prefectural Shimodatedaiichi High School 590, Shimonakayama, Chikusei-shi, Ibaraki-ken, Japan

イ Ibaraki Prefectural Shimodatedaini High School 1119, Okazeri, Chikusei-shi, Ibaraki-ken, Japan

ウ Ibaraki Prefectural Akeno High School 1176-1, Kuramochi, Chikusei-shi, Ibaraki-ken, Japan

(4) Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

From 25 June 2009 to 10 July 2009: from 9:00 to 17:00 (exception of Saturdays and Sundays) The office will be closed from 12:00 to 13:00

(5) Time-limit for the submission of tenders: 10:00 6 August 2009 in case of by hand: 17:00 5

August 2009 in case of by mail

(6) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555

Tel. 029-301-5173

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 6 月25日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

1 調達内容

(1) 借入物件及び数量

茨城県立土浦第三高等学校産業教育用コンピュータ 一式

(2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成21年9月1日から平成26年7月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 借入場所

ア 茨城県土浦市大岩田町1599 茨城県立土浦第三高等学校

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者で

あること。

- (5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所，入札説明書の交付場所，契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課 施設担当

電話 029 - 301 - 5173

- (2) 入札説明書の交付期間

平成21年 6 月25日から平成21年 7 月10日まで (土・日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

- (3) 入札書の受領期限

平成21年 8 月 6 日 午前10時30分

(郵送による入札の場合は、平成21年 8 月 5 日 午後 5 時)

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年 8 月 6 日 午前10時30分

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

入札室 1 (茨城県庁舎 1 階)

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札を希望する者は、入札参加資格確認申請書に 3 の(4)及び(5)を証明する書類を添付して 4 の(1)に示す場所に平成21年 7 月17日までに提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

入札時点において3に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Tsuchiuradaisan High School Computer System 1 set

(2) Term of rent:

From 1 September 2009 to 31 July 2014

(3) Place of Delivery:

ア Ibaraki Prefectural Tsuchiuradaisan High School 1599, Oiwatamachi, Tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan

(4) Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

From 25 June 2009 to 10 July 2009: from 9:00 to 17:00 (exception of Saturdays and Sundays) The office will be closed from 12:00 to 13:00

(5) Time-limit for the submission of tenders: 10:30 6 August 2009 in case of by hand: 17:00 5

August 2009 in case of by mail

(6) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education

978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555

Tel. 029-301-5173

~~~~~  
入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 6 月25日

茨城県教育委員会教育長 鈴木 欣 一

1 調達内容

(1) 借入物件及び数量

茨城県立盲学校外10校普通・特別教室等コンピュータ 一式

## (2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

## (3) 借入期間

平成21年 9 月 1 日から平成26年 7 月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

## (4) 借入場所

|   |                    |              |
|---|--------------------|--------------|
| ア | 茨城県水戸市袴塚 1 - 3 - 1 | 茨城県立盲学校      |
| イ | 茨城県水戸市千波町2863 - 1  | 茨城県立水戸聾学校    |
| ウ | 茨城県北茨城市中郷町小野矢指1657 | 茨城県立北茨城養護学校  |
| エ | 茨城県水戸市吉沢町3979      | 茨城県立水戸養護学校   |
| オ | 茨城県水戸市飯富町3436 - 20 | 茨城県立水戸飯富養護学校 |
| カ | 茨城県水戸市下大野町6212     | 茨城県立水戸高等養護学校 |
| キ | 茨城県笠間市鯉淵6558 - 1   | 茨城県立友部養護学校   |
| ク | 茨城県笠間市鯉淵6528 - 1   | 茨城県立友部東養護学校  |
| ケ | 茨城県水戸市鯉淵町2570      | 茨城県立内原養護学校   |
| コ | 茨城県ひたちなか市高場2452    | 茨城県立勝田養護学校   |
| サ | 茨城県久慈郡大子町頃藤3602    | 茨城県立大子養護学校   |

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310 - 8555



茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課 施設担当

電話 029 - 301 - 5173

(2) 入札説明書の交付期間

平成21年 6 月25日から平成21年 7 月10日まで (土・日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 入札書の受領期限

平成21年 8 月 6 日 午前11時

(郵送による入札の場合は、平成21年 8 月 5 日 午後 5 時)

(4) 開札の日時及び場所

平成21年 8 月 6 日 午前11時

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

入札室 1 (茨城県庁舎 1 階)

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札を希望する者は、入札参加資格確認申請書に 3 の(4)及び(5)を証明する書類を添付して 4 の(1)に示す場所に平成21年 7 月17日までに提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき

カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき

キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき

ク 代理人が委任状を持参しないとき

ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。



入札時点において3に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural School for the Blind and 10 schools Computer System 1 set

(2) Term of rent:

From 1 September 2009 to 31 July 2014

(3) Place of Delivery:

ア Ibaraki Prefectural School for the Blind 1-3-1, Hakamatsuka, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan

イ Ibaraki Prefectural Mito School for the Deaf 2863-1, Senbacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan

ウ Ibaraki Prefectural Kitaibaraki School for The Handicapped 1657, Onoyasashi, Nakagocho, Kitaibaraki-shi, Ibaraki-ken, Japan

エ Ibaraki Prefectural Mito School for The Handicapped 3979, Yosizawacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan

オ Ibaraki Prefectural Mito Iitomi School for The Handicapped 3436-20, Iitomicho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan

カ Ibaraki Prefectural Mito High School for The Handicapped 6212, Shimoonochi, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan

キ Ibaraki Prefectural Tomobe School for The Handicapped 6558, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, Japan

ク Ibaraki Prefectural Tomobehigashi School for The Handicapped 6528-1, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, Japan

ケ Ibaraki Prefectural Uchihara School for The Handicapped 2570, Koibuchicho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan

コ Ibaraki Prefectural Katsuta School for The Handicapped 2452, Takaba, Hitachinaka-shi, Ibaraki-ken, Japan

サ Ibaraki Prefectural Daigo School for The Handicapped 3602, Korohuji, Daigo-machi, Kuji-gun, Ibaraki-ken, Japan

(4) Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

From 25 June 2009 to 10 July 2009: from 9:00 to 17:00 (exception of Saturdays and Sundays) The office will be closed from 12:00 to 13:00

(5) Time-limit for the submission of tenders: 11:00 6 August 2009 in case of by hand: 17:00 5

August 2009 in case of by mail

(6) Contact point for the notice:

Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education  
978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555  
Tel. 029-301-5173

~~~~~

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成21年 6 月25日

茨城県教育委員会教育長 鈴 木 欣 一

1 調達内容

(1) 借入物件及び数量

茨城県立霞ヶ浦聾学校外 7 校普通・特別教室等コンピュータ 一式

(2) 借入物件の特質等

借入物件の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 借入期間

平成21年 9 月 1 日から平成26年 7 月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 借入場所

ア 茨城県稲敷郡阿見町上長 3 - 2	茨城県立霞ヶ浦聾学校
イ 茨城県鹿嶋市沼尾1195	茨城県立鹿島養護学校
ウ 茨城県土浦市上高津上ノ台1238	茨城県立土浦養護学校
エ 茨城県稲敷郡美浦村土屋笹山3127	茨城県立美浦養護学校
オ 茨城県つくばみらい市青古新田300	茨城県立伊奈養護学校
カ 茨城県下妻市半谷芝山492 - 4	茨城県立下妻養護学校
キ 茨城県結城市鹿窪1357 - 10	茨城県立結城養護学校
ク 茨城県筑西市谷永島495 - 1	茨城県立協和養護学校

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場

所に申請すること

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029 - 301 - 4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した借入物件及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物件に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所，入札説明書の交付場所，契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁財務課 施設担当

電話 029 - 301 - 5173

- (2) 入札説明書の交付期間

平成21年 6 月25日から平成21年 7 月10日まで（土・日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

- (3) 入札書の受領期限

平成21年 8 月 6 日 午前11時30分

（郵送による入札の場合は，平成21年 8 月 5 日 午後 5 時）

- (4) 開札の日時及び場所

平成21年 8 月 6 日 午前11時30分

〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町978番6

入札室 1（茨城県庁舎 1 階）

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札を希望する者は，入札参加資格確認申請書に 3 の(4)及び(5)を証明する書類を添付して 4 の(1)に示す場所に平成21年 7 月17日までに提出しなければならない。なお，提出した書類について説明を求められたときは，これに応じなければならない。

イ 入札参加資格等の確認の結果は，一般競争入札参加資格通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は，この一般競争入札に参加できない。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき

ウ 記名押印を欠くとき

- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- カ 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- ク 代理人が委任状を持参しないとき
- ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

入札時点において 3 に掲げる入札資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented:

Ibaraki Prefectural Kasumigaura School for the Deaf and 7 schools Computer System 1 set

(2) Term of rent:

From 1 September 2009 to 31 July 2014

(3) Place of Delivery:

ア Ibaraki Prefectural Kasumigaura School for the Deaf 3-2, Kaminaga, Ami-machi, Inashiki-gun, Ibaraki-ken, Japan

イ Ibaraki Prefectural Kashima School for The Handicapped 1195, Numao, Kashima-shi, Ibaraki-ken, Japan

ウ Ibaraki Prefectural Tsuchiura School for The Handicapped 1238, Kamitakatsukaminodai, Tsuchiura-shi, Ibaraki-ken, Japan

エ Ibaraki Prefectural Miho School for The Handicapped 3127, Tsuchiyasayama, Miho-mura, Inashiki-gun, Ibaraki-ken, Japan

オ Ibaraki Prefectural Ina School for The Handicapped 300, Aokoshinden, Tsukubamirai-shi, Ibaraki-ken, Japan

カ Ibaraki Prefectural Shimotsuma School for The Handicapped 492-4, Hanyashibayama, Shimotsuma-shi, Ibaraki-ken, Japan

キ Ibaraki Prefectural Yuki School for The Handicapped 1357-10, Kanakubo, Yuki-shi, Ibaraki-ken, Japan

ク Ibaraki Prefectural Kyowa School for The Handicapped 495-1, Yanagashima, Chikusei-shi, Ibaraki-ken, Japan

- (4) Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
From 25 June 2009 to 10 July 2009: from 9:00 to 17:00 (exception of Saturdays and Sundays) The office will be closed from 12:00 to 13:00
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 11:30 6 August 2009 in case of by hand: 17:00 5 August 2009 in case of by mail
- (6) Contact point for the notice:
Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education
978-6, Kasaharacho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555
Tel. 029-301-5173

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第10号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県公営企業管理者

企業局長 渡 邊 一 夫

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年茨城県企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第15条第4項」を「第15条第3項」に、「第15条第7項」を「第15条第6項」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院事業管理者)

茨城県病院事業管理規程第7号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 6 月25日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第22条第4項」を「第22条第3項」に、「第22条第7項」を「第22条第6項」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

平成20年11月20日付け茨城県報第2031号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から13	情報技術科 120 <u>840</u>	情報技術科 120 <u>800</u>
26	下から 4	[普 通 科 (240)] [国 際 科 (<u>40</u>)]	[普 通 科 (240)] [国 際 科 (<u>80</u>)]

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)